第三者証明書
情報セキュリティ対策実施状況

№２０１６－ＩＳＲ－４０１
平成２８年９月３０日交付
株式会社アイ・エス・レーティング

株式会社アイ・エス・レーティングは、凸版印刷株式会社教育 ICT 事業開発本部の学習サービス「やる Key」の情報セキュリティ対策に関する対応状況の確認を行いました。
本書において、以下に掲載した事案が事実であることを第三者として証明します。

１．調査概要

企業・団体名	凸版印刷株式会社
調査スコープ	教育 ICT 事業開発本部　学習サービス「やる Key」
調査対象	情報セキュリティ対策
調査事項	情報セキュリティ対策の実施状況（一部計画を含む）（※１）
リファレンス	凸版印刷株式会社 法務本部コンプライアンス部　情報セキュリティチーム 「個人情報取扱セキュリティエリア認定監査チェックシート」（第 3.0 版） 「Web サイトのセキュリティチェックリスト」（Ver.1.3）ほか 経済産業省 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成 26 年 12 月 12 日改正版） 文部科学省 「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 27 年 8 月 31 日文部科学省告示第 132 号）
調査日	2016 年 6 月 2 日～2016 年 9 月 30 日
本書交付日	2016 年 9 月 30 日
利用期限	本書交付日から１年（※２）
証明 ID コード	10000030314C1601

※１　調査の方法は、責任者等へのヒアリング、規程および台帳類の閲覧、関連設備の視察を用いております。また、計画段階のため実装されていないセキュリティ対策については関連書類による設計上の仕様確認を行っております。実装後に、改めて設計通りの実装が行われているか確認予定です。

※２　当証明書は、調査実施日における事象について事実であることを証明するものであり、継続的に当該事象が必ず存在することを保証するものではありません。また、調査対象の仕様変更や社会環境の変化に応じ、緊急時には随時、また平常時には年一回の再調査による点検を推奨しています。

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

２．確認結果

（１）経営管理

「常にお客さまの信頼にこたえ、彩りの知と技をもとに、こころをこめた作品を創りだし、情報・文化の担い手として、ふれあい豊かなくらしに貢献します」を企業理念として掲げている。また、トッパングループ行動指針の基本原則の一つに「事業に関わる情報の重要性を認識し、適切に管理する」があり、秘密情報、個人情報などをはじめとした事業に関わる情報全般についてその重要性を十分に認識し、漏えいや紛失などの事故を起さないよう、ルールに則って適切に管理することを宣言している。

（２）情報セキュリティの取組み

トッパングループは、情報コミュニケーション事業として、事業に必要な情報の管理が、お客様の信頼にこたえ、トッパングループの永続的な発展を図るために、経営上の重要課題であることを認識し、トッパングループを挙げて情報セキュリティ管理に取組んでいる。

・法と社会秩序を遵守のうえ、社内規程に則り、当社の事業に必要な情報を適切に管理。
・多岐に亘る組織との連携による情報セキュリティガバナンス体制。
・時代の要請に応じた情報セキュリティ規程体系の見直し。
・教育の徹底、ｅ-ラーニングの導入など。
・監査の“見える化”。
・情報収集にあたっては、正当な目的及び方法をもって実施。
・お客様より預託を受けた情報については、お客様の信頼に応えるべく、安全に情報を管理。
・取扱う情報資産について、不正アクセスまたは滅失、毀損、改ざん、漏えい等の危険を深く認識し必要かつ合理的な安全対策を講ずるとともに、問題発生時には、適切かつ速やかに対処・是正。
・情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、運用、維持し、さらに継続的に改善。
・個人情報取扱セキュリティエリアにおけるログ解析システムによる悪意ある持ち出し防止のための監視強化。
・インシデント対策活動および標的型攻撃メール訓練の実施。

●お問い合わせ先 株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

（３）情報セキュリティ対策確認事項

当該サービスにおいても、トッパングループ規程に則り、情報セキュリティ対策を実施している。計画中の対策についても、当該サービス提供開始前までに完了する予定である。なお、当該サービス開始前までに、詳細なリスク分析、情報セキュリティ管理部門による運用監査を経て、適切な対策が実施されていることを確認する手続きになっている。万が一、そこで、改善指摘事項が発見された場合には、改善指摘事項の対応完了の後に、当該サービスの提供となる。

学習サービス「やる Key」を事業として提供するにあたり、実施すべき情報セキュリティ要件を ISO/IEC27001:2013（JIS Q 27001:2014）の管理策を元に策定している当社の「個人情報取扱セキュリティエリア認定監査チェックシート」、コンピュータ不正アクセス対策基準（経産省）および JISQ15001 の要求事項を元に策定している「Web サイトのセキュリティチェックリスト」などを参考に、特に重要と思われる項目を抜粋し、個人情報に直接触れる可能性が高い個人情報を取扱うエリアにおける対策の実施計画の状況を中心に、当該サービス全般において確認した。
また、それらの項目について、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産分野を対象とするガイドライン」（以下、「経産省ガイドライン」）および文部科学省の「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下、「文科省ガイドライン」）での要求事項の該当箇所を示した。

当該サービスにおいて、情報セキュリティ対策として以下の項目について確認した。

Ⅰ．情報セキュリティのための組織・資産の管理・人的資源のセキュリティ
Ⅱ．アクセス制御
Ⅲ．物理的及び環境的セキュリティ
Ⅳ．運用のセキュリティ
Ⅴ．通信のセキュリティ、供給者関係、遵守

特筆すべき対策として、内部からの悪意のあるデータの持出しをも防止する観点から、個人情報の取扱い基準を定め、
（１）入退管理・アクセス制御・セキュリティ運用・媒体管理・ログ取得/監視・通信のセキュリティ・法令順守等の基準項目での認定監査を行う運用が確立されている。
（２）また、認定監査結果は数値評価し、前年度結果と比較評価することにより継続的改善を図ることで、全てのセキュリティエリアにおける評価レベルの向上を図る仕組みが整っている。
（３）更に、個人情報を取扱うエリアの PC は、すべての操作ログを取得し日々監視を行っている。具体的には、不正行為を検出する精度を高めるログ解析システムを導入することで不正な情報持ち出しに対する監視の強化を図り、個人情報の媒体（スマートフォン、パソコン、USB 等の記録機能を有する機器）による外部へのデータ持ち出しを制限している。

●お問い合わせ先 株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

第三者証明書
情報セキュリティ対策実施状況

項番	対策状況	経産省および文科省のガイドライン
Ⅰ．情報セキュリティのための組織・資産の管理・人的資源のセキュリティ		
1	多岐に亘る組織との連携による情報セキュリティガバナンス体制が全社的取り組みの中に組み込まれ構築されている。具体的には、本社において、情報セキュリティ管理推進部会を組織し、事業(本)部での情報セキュリティマネジメントのPDCA サイクルのための連携、個別業務ごとのリスク対応のための連携を図っている。	・経産省ガイドライン 27P　組織的安全管理措置として講じなければならない事項①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(ア)責任の所在の明確化のための措置、(イ)新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
2	当該サービスを遂行するにあたり十分な力量を有するセキュリティエリア IT 担当者と監視責任者を配置することとしている。その者が業務を担当する従業者を特定することを定め、その文書(作業者一覧リスト等)を備える等、「情報セキュリティの役割及び責任」を明確化している。なお、個人情報を取扱うエリアでの業務を担当する従業者は必要最小限の人数に限定することとしている。	・経産省ガイドライン 27P　組織的安全管理措置として講じなければならない事項①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備(例示)従業者の役割・責任の明確化 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(ア)責任の所在の明確化のための措置 (例示)個人データを取り扱う従業者の明確化
3	個人情報を取扱うエリアでは、カメラ、携帯電話、スマートフォン等の持ち込みをすべて許可制にすることとしている。個人情報を取扱うエリアでは、記録媒体は指定のものを利用し、利用時は許可制とすることとしている。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項②盗難等の防止(例示)入退館(室)の際における業務上許可を得ていない記録機能を持つ媒体及び機器の持ち込み及び持ち出しの禁止と検査の実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(カ)盗難等の防止のための措置(例示)記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止または検査の実施
4	当該サービスの従業者(派遣社員含む)については、契約形態別に、秘密保持契約、請負契約などを準備し、契約が完了し、教育の受講により業務を開始することとしている。	・経産省ガイドライン 34P　人的安全管理措置として講じなければならない事項①雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、および委託契約等(派遣契約を含む。)における委託元と委託先間での非開示契約の締結、②従業者に対する内部規定等の周知・教育・訓練の実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (4)委託先の監督(ア)委託先の個人データの取り扱いに関する事項、(イ)委託先の秘密の保持に関する事項

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

第三者証明書
情報セキュリティ対策実施状況

5	個人情報取扱いの PC にログインする際の認証は、ID／パスワードの他に生体認証を加えた、二要素認証にすることとしている。なお、パスワードは、質の良いパスワード（数字、英字大文字小文字、記号を含む 8 桁以上）を使うこととしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項①個人データへのアクセスにおける識別と認証（例示）識別と認証においては、複数の手法を組み合わせて実施する ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセスにおける識別と認証
6	個人情報を取扱うエリアでは、記録媒体を鍵付きキャビネットに格納することとしている。USB メモリについては会社指定のもの以外は接続できないようにすることとしている。また、記録媒体を使用した／使用しようとしたものの記録をすべて収集し「媒体接続デバイス」にて日次で確認をすることとしている。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項②盗難等の防止（例示）入退館（室）の際における業務上許可を得ていない記録機能を持つ媒体及び機器の持ち込み及び持ち出しの禁止と検査の実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（カ）盗難等の防止のための措置（例示）記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止または検査の実施
7	個人情報を取扱うエリアでは、PC に盗難防止のためにセキュリティワイヤーを取付けることとしている。また、その PC の持ち出しは行わないこととしている。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項②盗難等の防止 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（カ）盗難等の防止のための措置
Ⅱ．アクセス制御		
1	個人情報取扱セキュリティエリアにおいて、当該サービスの利用者アカウントの登録／削除の手順を定めており、アカウントの管理は「PC 利用アカウント登録申請書」により行うこととしている。また、割り当てている利用者アカウントが適切であることを確実にするために3か月毎に棚卸しを行うこととしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項③個人データへのアクセス権限の管理（例示）個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データのアクセス権限の管理
2	個人情報取扱セキュリティエリアにおいて、当該サービスの保守業者などへ特権利用を許可する場合、作業毎にワンタイムパスワードを発行することとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項②個人データへのアクセス制御 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセス制御

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com

第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

3	当該サービスに使用する教育用の利用者端末(タブレット)は、ID およびパスワードによりアクセス制御することとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項①個人データへのアクセスにおける識別と認証 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(キ)情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置(例示)個人データへのアクセスにおける識別と認証
4	当該サービスに使用する教職員用の管理端末に成りすましなどによって不正アクセスされることを防止するために、一定回数以上のパスワード誤入力によりロックする機能を有する(設定を有効にするかどうかは利用者による任意)こととしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項①個人データへのアクセスにおける識別と認証(例示)一定回数以上ログインに失敗した ID を停止する等の措置 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(キ)情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置(例示)個人データへのアクセスにおける識別と認証
Ⅲ. 物理的及び環境的セキュリティ		
1	個人情報を取扱うエリアの建物1Fの入り口には警備員がおり、ID カードおよびセキュリティゲートによる入館管理となっている。また、指紋認証による入退制御装置を設置し、登録された者以外は入室できない。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項①入退館(室)管理の実施、②盗難等の防止(例示)カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(オ)入館(室)者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館(室)管理の実施、(カ)盗難等の防止のための措置(例示)カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
2	個人情報を取扱うエリアには入り口を含め複数台の監視カメラを設置することとしている。また、画像ログは半年保存することとしている。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項②盗難等の防止(例示)カメラによる撮影や作業への立ち合い等による記録又はモニタリングの実施 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 (2)安全管理措置(カ)盗難等の防止のための措置(例示)カメラによる撮影や作業への立ち合い等による記録又はモニタリングの実施

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

第三者証明書
情報セキュリティ対策実施状況

Ⅳ. 運用のセキュリティ		
1	当該サービスのネットワークやサーバの設定変更の際には「システム変更申請・作業記録」により、作業前と後に承認が必要とする手続きとする。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策（例示）情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置
2	個人情報を取扱うエリアの PC は操作ログをすべて収集することとしている。また、データ入力作業においては、「作業チェックシート」を作成し、作業者と承認者によるダブルチェックを行う体制とすることとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項④個人データへのアクセスの記録（例示）個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
3	個人情報を取扱うサーバや PC には、定義ファイルの常時更新と定期的スキャンの設定をしたウイルス対策ソフトを導入することとしている。また、OS とソフトウェアは、最新にアップデートすることとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）ソフトウェアに関する脆弱性対策
4	個人情報を扱う PC には、不要なソフトウェアをインストールしないこととしている。「ソフトウェア点検表」により定期的に管理することとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策（例示）組織で許可していないソフトウェアの導入防止のための対策 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com

第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

5	個人情報を取扱うエリアに設置の PC は操作ログ収集ソフトウェアを導入し、ログを解析することで監視の強化を図ることとしている。この取組みにより、個人情報の媒体（スマートフォン、パソコン、USB等の記録機能を有する機器）への書き込み等の漏えいを技術的に制限する。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項④個人データへのアクセスの記録（例示）個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（エ）不正な操作を防ぐための個人データを取り扱う端末に付与する機能の業務上の必要性に基づく限定（例示）スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応、（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
6	当該サービスの Web サイトの情報が危険にさらされていないか、また、改ざんされていないかなど、セキュリティホールチェック、脆弱性診断を年に1回実施することとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）ソフトウェアに関する脆弱性対策
7	当該サービスの重要なデータは定期的にバックアップを取得することとしている。そのデータは本番データと管理レベルが同等である遠隔地に保管することとしている。	・経産省ガイドライン 27P　組織的安全管理措置として講じなければならない事項②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（イ）新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
8	当該サービスに使用する教育用利用者端末（タブレット）にデータを保存する場合は暗号化することとしている。	・経産省ガイドライン 27P　組織的安全管理措置として講じなければならない事項②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（イ）新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.

第三者証明書
情報セキュリティ対策実施状況

Ⅴ．通信のセキュリティ、供給者関係、遵守		
1	個人情報を取扱うエリアは他業務のネットワークとは分離することとしている。さらに、運用時に利用するすべての PC を監視するために、専ら操作ログの収集と監視等のために独立したネットワークを別途敷設することとしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項②個人データへのアクセス制御（例示）個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセス制御
2	個人情報を取扱うエリアでは、不正による持出しなどのリスクを低減させるため、電子メールおよび FAX の利用はしないこととしている。	・経産省ガイドライン 35P　物理的安全管理措置として講じなければならない事項②盗難等の防止 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置
3	個人情報を取扱うエリアでは、通信の盗み見などのリスクを低減させるため無線 LAN を利用しないこととしている。	・経産省ガイドライン 36P　技術的安全管理措置として講じなければならない事項②個人データへのアクセス制御（例示）個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（キ）情報システムからの漏えい等を防止するための安全管理措置（例示）個人データへのアクセス制御
4	個人情報を取扱うエリアでは、入退管理・アクセス制御・セキュリティ運用・媒体管理・ログ取得/監視・通信のセキュリティ・法令順守等の基準項目での認定監査を行うこととしている。認定監査結果は数値評価し、前年度結果と比較評価することにより継続的改善を図ることで、全てのセキュリティエリアにおける評価レベルの向上を図る。また、当該サービスは、情報セキュリティ施策の順守状況を「セキュリティ点検シート」を用い、3カ月毎に確認することとしている。	・経産省ガイドライン 27P　組織的安全管理措置として講じなければならない事項④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善 ・文科省ガイドライン　第6個人データの管理に関する義務 （2）安全管理措置（イ）新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

以上

●お問い合わせ先　株式会社アイ・エス・レーティング　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-10-2 第 20 ビル　8 階
TEL：03-3273-8830　http://www.israting.com
第三者証明書は、被調査組織等から入手した情報に依拠して形成した当社の意見であり、被開示者、閲覧者等に対し、参考情報としてご提供されるものです。当社は、第三者証明書に関するクレーム、訴訟その他の紛争、被調査組織その他の第三者に関して生じうる一切の損害、損失、費用等について責任を負うものではありません。なお、第三者証明書に関する一切の著作権その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウその他の権利・利益は当社に留保され、当社に専属的に帰属するものとします。

Copyright (C) 2016 ISRating All rights reserved.